

～ 沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動 ～

草の根ニュース

基地と戦争なくす憲法 9 条実現政府のために

■本部(東京) : 〒150-0042

東京都渋谷区宇田川町 19-5 山手マンション 1001

■電話・ファックス : 03-3461-5758 090-4175-2010(平山基生)

■メール : kusanone@world.ocn.ne.jp

■ホームページ : [http:// www.kusanone.org](http://www.kusanone.org)

■郵便振替口座: 00190-5-611535 沖縄・日本から米軍基地をなくす
草の根運動
全国に「基地なくす草の根運動(会)」結成を促進する支援カンパ 大歓迎!

沖縄県の辺野古(のこ)新基地建設現場へ、アベ政権違法の土砂投入開始！
沖縄県民投票(2月24日)勝利で反撃を！普天間基地の閉鎖・撤去を！



前名護市長稲嶺進さんご夫妻、草の根事務所来訪、大歓迎

12 月 4 日、沖縄県の前名護市長稲嶺進さんが、渋谷のわが草の根運動事務所を夫人同伴で訪問して下さいました。

2 月の 3 期目を目指した名護市長選で、米軍基地の辺野古建設を着実に進めたい与党が国政選挙並みの布陣で政権丸抱えした候補に、敗れ、その後沖縄米軍基地撤去問題に関心がある日本全国の諸団体から講演依頼が殺到しました。

今回も「沖縄に応答する@新潟」主催の講演会の帰りに、時間を割いて下さり、自身の名護市長選での与党の異様な行動やその後の沖縄県知事選で逆にその敗因が沖縄県民の「不屈」のアイデンティティを喚起し、勝利に結びついた様子等をこちらの質問に答える形で振り返って下さいました。

平山共同代表夫妻も沖縄との深い縁と、同席した運営委員もそれぞれ熱い想いを伝えることが出来、短時間ではありましたが、沖縄の人々と米軍基地の撤去という想いを共有する活動を 18 年間続けている民間団体の存在を知って頂けたことも意義があり、稲嶺夫妻も当草の根運動の活動を心強く感じ、今後も連携を希望され、訪問出来たことを喜んで帰られました。

米軍基地建設反対の民意を示した県知事選後も、国の強引な基地建設のやり方を見ていると予

断を許さない状況ではありますが、翁長前知事の意志を継承したデニー知事もあらゆる手段を使って米軍基地建設を阻止する努力を続けているので、日本全体のこの問題を当草の根運動も沖縄と一体化して、米軍基地撤去のため会員諸氏と更に連携を深め、進んでいく一歩にしたいと願います。
(米軍基地をなくす草の根運動運営委員

野田尚道)

「沖縄だけの問題ではない」

稲嶺前名護市長、基地で批判

沖縄県名護市の前市長稲嶺進氏が（12 月）1 日、新潟市内で講演し、米軍横田基地（東京都）などへの輸送機オスプレイの配備問題に触れ「基地問題は沖縄だけの問題ではない。事故が起き、抗議して原因究明を求めている、日本政府

は米軍に物が言えない」と批判した。

講演会は、米軍基地の本土への引き取り運動を続ける市民団体「沖縄に応答する会@新潟」が主催。会によると、大阪や神奈川など 10 都府県で運動を展開している。

引き取り運動に 稲嶺氏「沖縄で起こっていることが全国で起こるのは、私たちの望むことではない」

稲嶺氏は講演で、引き取り運動について「ありがたいと思いたいが、沖縄で起こっていることが全国で起こるのは、私たちの望むことではない」と指摘。「日本が主権国家と言えるのな

らば、当事者として米国に対して物を言える国をつくっていくべきだ。そうでないと、いつまでもいいなりだ」と述べた。

（「新潟日報」から）

目 次

前名護市長稲嶺進さんご夫妻、草の根事務所来訪	1
「沖縄だけの問題ではない」稲嶺前名護市長 基地で批判	2
「土砂投入は失敗だった」と安倍政権に後悔させるたたかいを デニー知事と共に（共同センターニュース 213 号）	3
再録「建白書」	4
社会正義と社会倫理を問う	青野 清 5
高橋哲哉氏による米軍基地本土引き受け論の問題点	高橋 哲二 6
「会の発展を」と草の根運動へ 畑田重夫さん（日本平和委員会だ御表理事）から	9
伊達判決を生かす会、再審請求報告集会開く	9
伊達判決（米軍違憲）のページ 私にとっての日本国憲法	武藤 軍一郎 10
詩 その町は	あけみ 読者の声 11
矢臼別平和資料館竣工 新館で建設委員会	草の根運営委員会開かれる 12
編集後記	12

新基地建設反対名護共同センターニュース

「土砂投入は失敗だった」と安倍政権に後悔させるたたかいを デニー知事と共に

県民投票を大成功させ必ず新基地ストップを！

12月14日(金)、安倍政権は、知事選で示された圧倒的な県民の民意を無視し、辺野古の海に土砂を投入しました。この日、海上では抗議船やカヌーが50隻以上繰り出し、ゲート前や辺野古の浜では約1000人の県民が集まり怒りの声を上げました。この日は、沖縄の歴史に新たな琉球処分、「屈辱の日」となりました。政府は、埋め立てを強行することにより県民が諦めることを狙っていますが、県民は決して屈していません。知事のメッセージにもあるように、むしろ県民の怒りはますます強く燃え上がっています。

この日、翁長前知事死去後初めてゲート前を訪れた妻・樹子(みき)さんは「この場に翁長も一緒に立っている。県民は負けない。必ずまた立ち上がる強さを沖縄県民は持っている」と訴えました。稲嶺進・前名護市長は「沖縄に屈辱の日が新たに加わった。しかし、まだ後戻りできない状況ではない」と新たなたたかいを呼びかけました。赤嶺政賢衆院議員は「今日の土砂投入を契機に沖縄県民のたたかいはますます広がった。あの土砂投入は失敗だった」と安倍政権を後悔させるたたかいを玉城デニー知事と共に断固として広げていこう。県民投票を圧倒的に成功させ、新基地建設を必ず止めよう」と力を込めて訴えました。



赤嶺政賢衆院議員



稲嶺進前名護市長



翁長樹子さん



県民はあきらめない。
逆に、怒りの炎は
ますます燃え上がる。

デニー知事のメッセージ(要旨)

法治国家、民主主義にあるまじき行為を繰り返す国に対し、ともに声を上げ、ともに行動していただきたい。国は、既成事実を積み重ね、県民をあきらめさせようとしているが、逆に沖縄県民の強い反発を招き、県民の怒りはますます燃え上がることを認識すべきだ。違法に投入された土砂は、当然に原状回復されなければならない。今後、軟弱地盤等で辺野古新基地建設の完成は見通せていない。私は民主主義の力を信じ、毅然と行動します。グスーヨ マキティナイピラントー。

デニー知事 ゲート前へ

玉城デニー知事が15日、ゲート前に駆けつけ、600人もの県民に囲まれ、勝つまであきらめない。ともにたたかおうと力強く訴え、デニーコールが巻き起こりました(写真)。

全国各地で抗議・連帯行動が広がる

埼玉 21人で抗議行動

戦争させない!埼玉の会(14

日、辺野古への土砂投入を許すな!と緊急抗議行動を展開、9団体から21人が参加しました。

辺野古の海の大規模なパネルを広げて、安倍政権が法律も、沖縄県民の民意も無視して新基地建設工事を強行している実態を話すと、たちまち人垣ができ、きれいな海を埋め立てるなんてひどいなどの感想が寄せられ、さながら 青空教室」のようだとの声も上がりました。(協力 二橋さん)

滋賀 駅前で50人余が

滋賀・JR草津駅前で14日夜、辺野古土砂投入を許さない!抗議行動を行いました。手づくりプラスタや横断幕と共に、悔しさやどうしようもない憤りも持って、50人以上が集まってきました。

30代の沖縄県出身者など次々とリレートーク。ギター演奏や替え歌も飛び出し、沖縄県民との連帯の思いを訴えました。(協力・高田さん)。



【再録資料】

沖縄県民

建白書

オール沖縄会議の旗印になっている沖縄県建白書(2013 年 1 月 28 日に総理に提出した建白書)の全文を載せました。

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

建 白 書

我々は、2012 年 9 月 9 日、日米両政府による垂直離着陸輸送機 MV22 オスプレイの強行配備に対し、怒りを込めて抗議し、その撤回を求めるため、10 万余の県民が結集して「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」を開催した。

にもかかわらず、日米両政府は、沖縄県民の総意を踏みにじり、県民大会からわずかひと月も経たない 10 月 1 日、オスプレイを強行配備した。

沖縄は、米軍基地の存在ゆえに幾多の基地被害をこうむり、1972 年の復帰後だけでも、米軍人等の刑法犯罪件数が 6,000 件近くに上る。

沖縄県民は、米軍による事件・事故、騒音被害が後を絶たない状況であることを機会あるごとに申し上げ、政府も熟知しているはずである。

とくに米軍普天間基地は市街地の真ん中に居座り続け、県民の生命・財産を脅かしている世界一危険な飛行場であり、日米両政府もそのことを認識しているはずである。

このような危険な飛行場に、開発段階から事故を繰り返し、多数にのぼる死者をだしている危険なオスプレイを配備することは、沖縄県民に対する「差別」以外なにもものでもない。現に米本国やハワイにおいては、騒音に対する住民への考慮などにより訓練が中止されている。

沖縄ではすでに、配備された 10 月から 11 月の 2 ヶ月間の県・市町村による監視において 300 件超の安全確保違反が目視されている。日米合意は早くも破綻していると言わざるを得ない。

その上、普天間基地に今年 7 月までに米軍計画による残り 12 機の配備を行い、さらには 2014 年から 2016 年にかけて米空軍嘉手納基地に特殊作戦用離着陸輸送機 CV22 オスプレイの配備が明らかになった。言語道断である。

オスプレイが沖縄に配備された昨年は、いみじくも祖国日本に復帰して 40 年目という節目の年であった。古来琉球から息づく歴史、文化を継承しつつも、また私たちは日本の一員としてこの国の発展を共に願ってもきた。

この復帰 40 年目の沖縄で、米軍はいまだ占領地でもあるかのごとく傍若無人に振る舞っている。国民主権国家日本のあり方が問われている。

安倍晋三内閣総理大臣殿。

沖縄の実情を今一度見つめて戴きたい。沖縄県民総意の米軍基地からの「負担軽減」を実行して戴きたい。

以下、オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会実行委員会、沖縄県議会、沖縄県市町村関係 4 団体、市町村、市町村議会の連名において建白書を提出致します。

1. オスプレイの配備を直ちに撤回すること。及び今年 7 月までに配備されるとしている 12 機の配備を中止すること。また嘉手納基地への特殊作戦用垂直離着陸輸送機 CV22 オスプレイの配備計画を直ちに撤回すること。
2. 米軍普天間基地を閉鎖・撤去し、県内移設を断念すること。

社会正義と社会倫理を問う

青野 清牧師

共産党の志位さんと評論家の田原さんの座談討論のなかで、田原さんが「世界一危険な普天間(基地)はどうするんですか」。

との質問に、志位さんは次のように答えました。「条件なしで撤去を求める。無条件撤去です。もともと普天間基地がある場所は、人が住んでいた。民家もあった。役場もあった。学校もあった。にぎわっていたんです。そこを全部つぶして、米軍が接收して勝手につくったんです。占領直後のことです。泥棒が『盗んだもの返すから、別のものを寄こせ』。こんな話はない。まさに国際法違反で作った基地が普天間基地なんですよ。だからこれは条件なしで返してもらおうということで頑張ることが大事だと思います」と語っていました。

わたしは、国際法違反で作られた普天間基地は無条件で撤去をする。これが主権者たる日本の言い分、まさに社会正義と社会倫理がここにあると思いました。

ところが、一度頓挫した小金井の市議会では、真逆の方向に進みました。つまり、「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」が採択されたのです。これには納得ができないので、かなり勇気のいることですが賛成したある党に電話してみました。すると、電話口の氏は、「この意見書は米軍基地の国内移設を容認するものではない」との文言を追加して賛同したことであり、国民的議論を深めることにであると答えられました。この場合の追加した一項目は、嘘の方便です。中世の免罪符

の現代版です。この文言の言葉でもって、あなたは国民的議論に加わるのか加わらないのか、の是非まで問い詰められるような始末でこちらの意見を聞きませんでした。国民的議論を深めることを求めるなら、「辺野古新基地建設断念と、普天間基地閉鎖・撤去、オスプレイの全国からの撤去について国民的議論を深め、憲法に基づき公正な主権回復への動きを求める陳情書」を、全国自治体で出す行動こそが、大切ではないですか。

旧約聖書の詩編に、真理に逆らうなら、「彼は風に吹き飛ばされる穀殻」のようだとあります。国民的議論はしましょう。しかし、間違った論点での議論を国民に押し付けるなら、正しい論点で、国会でそのお手本を「しなさい」ち、叱ってやりたい。周囲の国民は怒っています。私はクリスチャンですので、その立場でキリスト者の社会正義と倫理観を守り撤したいと思った次第でした。わたしは、「沖縄・日本から米軍基地を無くす草の根運動」こそが平和への道であると確信しています。これが世界の潮流だからです。地域のかたのほうに基地問題にはしっかりした意見を持っています。自衛隊の基地がアメリカ軍に使用されているという認識は、井戸端会議ではすぐに理解されたことも国民的議論なのです。米軍使用可能の基地は沖縄にだけ集中しているのでなく、日本全土各地に200ヶ所にも及んでいることを。

高橋哲哉氏による米軍本土引き受け論の問題点

高橋哲二

◆はじめに

12 月 6 日、小金井市議会は意見書「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決することを求める意見書」を採択しました。そこで本稿では、現在高まりつつある本土引き受け論の理論を支える高橋哲哉氏の論文（「なぜ県外移設＝基地引き取りなのか」高橋哲哉 現代の理論 〔特集/混迷する世界への視座〕）を批判的に取り上げたいと思います。

◆基地問題を“負担”の問題としてとらえるまなざし

前回、草の根ニュース 105 号で筆者は本土引き受け論が基地問題に本土の沖縄への“差別意識”や基地面積の偏在による“不平等”といったそれ自体は現実として存在し問題ではあるけれど、基地問題を論じていく上で本質的に関係のない議論を持ち込んでいることを批判しました。

今回本稿では、こうした本土引き受け論者による議論が彼らの基地に対する捉え方に起因していることを明らかにし、その問題点を指摘したいと思います。

まず、その基地に対する捉え方というのは高橋氏の論文にもある通り、基地問題を“負担”の問題ととらえる見方にほかなりません。それによれば、沖縄は本土による“差別”の結果、一方的に米軍基地を押し付けられ、“基地負担”を強いられるという“不平等”な状況下に置かれた。その一方で沖縄に基地を押しつけてきた本土の日米安保賛成の人間達は“基地負担”を行うことなく安全保障上の“便益”を享受してきた。また、基地に反対の立場の革新勢力も“基地負担”をすることのない中で当事者意識を欠いた安保破棄の主張をしている…といった具合です。

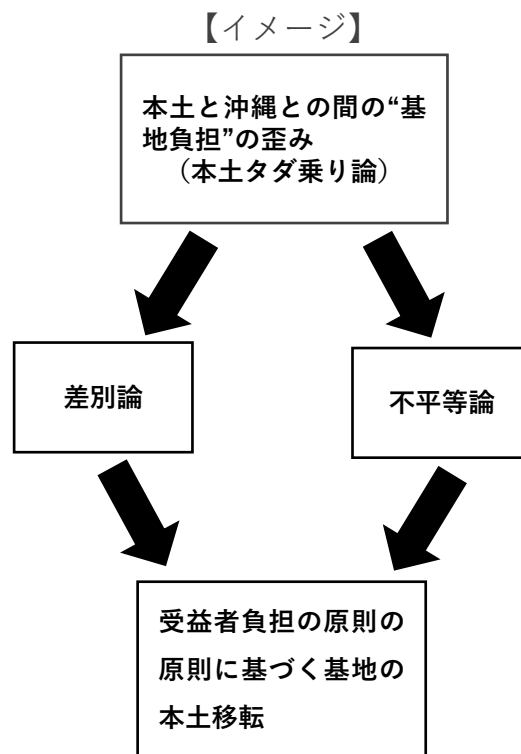
◆要するに本土タダ乗り論

要するに、こうした本土引き受け論の基礎を支えているのは基地が存在することで生じる“負担”と“便益”とが本土と沖縄県の住民の間で一致していないことを批判したいわば本土タダ乗り論ともいえるべき考え方です。そしてこの基地“負担”の本土と沖縄との間に生じた歪みを“不平等”で“差別の結果”だと批判したうえで、受益者負担の原則を応用して本土への基地移転を正当化しているわけです。いうなれば、

本土移転論は費用便益分析を用いた公共経済学の視点からの基地論とっていいのではないかと

と思います。

次のイメージ図はこうした本土引き受け論の論理構造を示した図です。



◆本土引き受け論は暗黙裡に基地に存在価値があることを認めてしまっている

しかし、このように沖縄に基地“負担”が偏在していることを主張して、それを“差別”あるいは“不平等”と批判して本土に基地引き受けを通じた応分の“負担”を求めていること自体、米軍基地の存在そのものに価値があることを認めることになるのではないのでしょうか？なぜなら“負担”と“便益”は表裏一体の関係にあるわけですから、基地問題を“負担”の問題として位置づけられるのなら、当然基地は“便益”をもたらすものであることを認めることになるからです。恐らく、高橋氏にすれば自分は世論調査などでアンボ賛成の立場をとる本土の人間は基地の便益を公に求めたのだから、その政治的責任として応分の負担をすべきだといったのであって、自分がアンボ賛成だと認めた覚えはないということなのかもしれません。

しかし、上述した観点から基地問題を“負担”

の問題として議論を組み立ててしまった時点で、アンポ支持を公に表明しているか否かにかかわらず、その論理的含意として基地の“便益”を認めることになるのは避けられません。

例えば、アンポに批判的なメディアや識者であっても基地問題を論ずる際に“沖縄への基地負担の集中”といった表現を用いますが、こうした表現を使って基地問題を論じた時点で“本土に基地便益が集中している”と言っていることになり、結果として基地そのものに“便益”を認めたことになるのと同じです。

◆本土引き受け論と反基地論は両立しない

にもかかわらず、論文において高橋氏は、個人的見解として反基地活動家顔負けの反アンポ論を展開してしまっています。

これは明らかにご自身が主張なさる本土引き受け論と矛盾する言動と言わざるを得ません。一方で基地の“便益”（“負担”）を認める議論をしておきながら、他方では基地の存在価値そのものを否定する議論を行う。これでは完全に支離滅裂な議論をしていると言う他ありません。

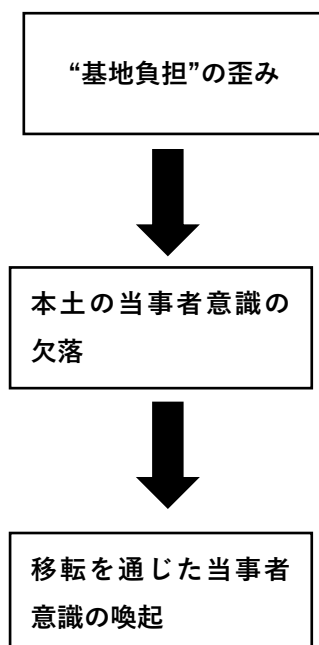
◆負担をしないことによる当事者意識の欠落？

次に、高橋氏の論文において特徴的な点として、“差別”や“不平等”の問題とは別の問題として、本土の人間の基地問題に対する当事者意識の欠落を具体的な根拠を示すことなく一方的に断罪していることを挙げることができます。

この議論において高橋氏は基地に対する立場に関係なく本土の人間は基地が沖縄に移転したことで基地負担がなくなり、その結果として当事者意識がなくなってしまったと根拠を示すことなく、一方的な批判を行っています。

そして本土の人間には基地の引き受けを通じて“負担”の当事者になってもらいその上でアンポの賛成ないし反対を論じてもらうのが筋だということです。

【イメージ】



しかし、この論理に従うと基地のない地域住民には基地問題に対する当事者意識がなく、問題を論じる資格はないということになりかねません。そもそも基地問題は主権侵害、民族抑圧の問題であって私たち日本人全体の問題であるはずで、そして、この問題が主権の問題である以上、基地“負担”をしているか否かの違いに関係なく、私たち日本人全員がその当事者であるはずで

それを基地負担のない地域には当事者意識がないかの如く論じ、移転を通じた基地“負担”をしなければ問題の当事者ではないという理屈で基地移転を当事者となるための条件にするのは誤りです。

◆基地の引き受けを求めた小金井市議会の意見書ほど当事者意識の欠落した意見書はない

先日、小金井市議会において沖縄米軍基地の本土移転の可否について国民的議論をすることを主な内容とした意見書が可決されました。

意見書の内容は本土引き受け論を容認したものではないという趣旨の一文が付されてはいるものの、具体的な項目の中において本土引き受けを議論することが明確に記されており、本土引き受けに向けた実質的なロードマップとなっている点で問題があります。

ですが、それとは別にここで指摘しておきたいのは、この意見書ではすべての地方自治体を米軍基地の移転先の候補地にしているのにもかかわらず、当の小金井市が受け入れの検討を行った痕跡がないという点です。何と基地の本土引き受けを議論することを意見書で他の自治体に求めておきながら、当の小金井市は引き受けの検討すらしていないというのです。

これほど基地問題について当事者意識を欠いた振る舞いはないということは言うまでもありません。しかしここではそのことに加えて、特に意見書の採択を通して本土に基地を引き受けを議論することが必ずしも当事者意識を高めることにつながるわけではないことが証明されてしまったという点を指摘したいと思います。

論文において高橋氏は、本土の基地問題に対する欠落した当事者意識が基地の本土引き受けの選択を迫られる中で、喚起されるかの如く論じていました。

ですが、小金井市の意見書の採択で示されたのはその目論見とは真逆の結果です。意見書に対する小金井市議会の対応は、本土引き受けを論じながら、自分たち小金井市を引き受け地域

「この条約が十年間効力を存続した後〔注 1970 年 6 月 24 日以降〕は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。」（日米基地条約〔「安保」〕第 10 条より）活用を！
の対象外にするという当事者意識のない対応でした。つまり、本土引き受けの議論をしている

からと言って当事者意識があることの証明にはならないことが今回の採択ではっきりしたわけです。

このことから、高橋氏の論じるように基地の本土移転の議論を求めても本土の当事者意識を喚起することにはならないのは明らかではないでしょうか。

◆前提にすることは容認することと違うという詭弁

また論文の中で高橋氏は、アンポ反対派に対しアンポを前提に議論をすることはアンポを容認することとは違うという論理を持ち出して、基地本土移転への支持を迫る議論を展開しています。恐らく、この議論に多くの反基地活動家は屈服し本土引き受け論支持の立場に回ってしまっているのではないかと思います。しかし、このような議論は単なる詭弁でしかありません。

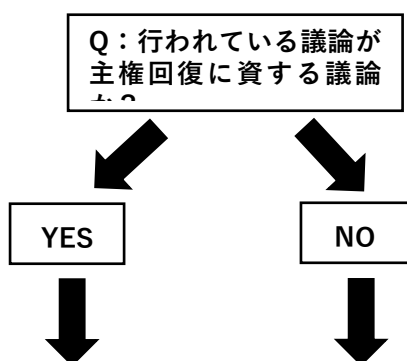
◆前提とする≠容認するといえるのはそれが主権回復に資するときだけ

そもそも私たちが日本にあるすべての米軍基地の撤去を運動の方針にしているのはそれが米国に従属してしまっている日本国の主権回復に資すると考えるからにほかなりません。そして、アンポ破棄という主張はその主権回復を実現する上での重要な選択肢の一つです。ですから、アンポを前提とした議論であってもそれが日本の主権回復という究極の目標にするのならアンポを容認することになるという理由で議論そのものを排除することはありません。

例えば、論文中で高橋氏が例示したような日米地位協定の議論についてアンポを容認することになるので議論をしないということはありません。なぜなら、日米地位協定の改定はアンポを前提としていてもその隷属的な協定内容の改定は日本の主権の回復に資するからです。

しかし、本土引き受け論については事情が異なります。繰り返しになりますが、本土引き受け論は基地“負担”の問題を論じているのであって日本の主権回復を論じた議論ではありません。また基地問題を“負担”の問題として論じる

【イメージ】



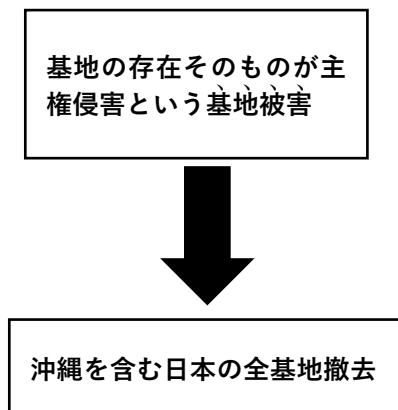
ことは同じことである。従って、アンポを容認することにはならざるを得ません。ですから私たちの立場では本土引き受け論を認めることはできないのです。

◆基地問題は主権の問題であり、起きていることは“基地負担”ではなく基地被害

以上、本稿では高橋氏の論文を批判的に取り上げさせていただきましたが、問題の核心は高橋氏が基地問題を“負担”の問題として捉えてしまっているところにあります。繰り返しますが、基地問題の本質は主権の侵害であり、基地周辺で起こっていることは“基地負担”と表現するより基地被害とでもいうべき違法行為そのものです。

基地被害というと何か米兵による犯罪をイメージしてしまいがちですが、そもそも、いまだに米軍基地が日本の全土にあること自体が主権侵害という立派な基地被害にほかなりません。ですから、基地問題とは基地の存在そのものの違法性を問う問題に他ならないのです。

【イメージ】



これこそ反基地運動のあるべき思考様式ではないだろうか？

そして、基地問題をこのように基地の違法性を問う問題として位置づける以上、この問題を本土引き受け論に見られるように便益費用分析といった公共経済学のアプローチで取り扱える代物ではないことは明らかです。言い換えれば基地問題は法学の取り扱う問題であって経済学が扱える問題ではないのです。

もし反基地運動の正当な立場に立つのなら、基地問題を主権にかかわる法律的問題であるという視点に固く立ち、その論理的帰結として、基地の移転ではなく全基地撤去を主張するのが

本来あるべき反基地運動の姿ではないでしょうか？

「会の発展を願っています」と草の根運動へ

畑田重夫さん（日本平和委員会代表理事）から

長い間米軍基地をなくす草の根運動会員である日本平和委員会代表理事畑田重夫さんから次のようなメッセージが草の根運動事務局に寄せられました。「いつも貴重な諸資料をお送りくださり、感謝にたえません、会の発展を願っています。」

畑田さんは、静岡市にお住いの国際政治学者。1923 年生まれの 95 歳で今も、日本平和委員会の代表理事を務められています。自衛隊基地で米軍基地となっている矢臼別演習場で平和盆踊りにも、たびたび出席。主権回復運動・独立運動であるかつての沖縄返還同盟の結成に当た

動からの独立運動への支援は、歴史的であり重要です。基地撤去という課題において、平和運動からと主権回復運動からというアプローチの差はあっても、同じ基地撤去目標を持っている両運動の相互支援が必要です。特に、個々の基地反対運動、沖縄県の基地反対運動というような個別の基地反対運動は重要です。それらだけでなく日本の主権を回復するために基地をなくすという一点で結集する全国的個人加盟の全国市民団体を強めていく事は、基地撤去の運動にとって不可欠です。「沖縄・日本から米軍基地をなくす草の根運動」は、畑田重夫さんのこの激励

伊達判決を生かす会、再審請求報告集会ひらく

「米軍駐留は憲法 9 条違反」と断じた伊達判決。伊達判決を生かす会は、商社 9 条の会のご協力も得て 11 月 11 日（日曜日）午後、「砂川事件裁判再審請求報告集会」を東京仕事センター（飯田橋）で開きました。

伊達秋雄東京地裁裁判長が、憲法その他の法にもとづいて、当時の立川基地に入った被告たちを無罪とした「伊達判決」は、判例として教科書にも記録されている名判決です。最高裁長官田中耕太郎は、この伊達判決（1959 年）を葬り去るために、当時の駐日アメリカ大使と秘密裏に会合して、繰り返し意見を交換していました。このことが、2008 年に、研究者によって、アメリカ公文書館の機密資料の機密が解かれた公文書から判明しました。このような横田長官の行為は、「憲法第 3 章国民の権利及び義務」第 37 条 1 「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する」（下線は引用者）という規定に反し、米国という一方と秘密裏に談合するという「不公平な」裁判を行って被告人の無罪判決を覆したことであったことがわかりました。当時最高裁の伊達判決棄却・東京地方裁判所で有罪とされた被告たちは、再審を求めて提訴しました。ところが、東京地裁、東京高裁、最高裁は、憲法違反の横田最高裁判長の行為を事実上追認し、再審を却下したのです。報告集会では、この不当きわまる裁判所の決定が報告されました。日本における司法の墮落は、目に余るものとなっています。

1959 年当時の東京地方裁判所伊達秋雄裁判長が擁護した憲法 9 条の「戦力不保持」規定に真っ向から反し、踏みにじって、違憲の外国軍隊米軍が居座り、戦争をし続けてきたし、し続けていることもまた現実です。本来、米軍は、アメリカ政府自身が他の 3 か国とともに 1945 年に発したポツダム宣言 12 条に従って、講和条約成立の 1952 年に撤退することが、国際法上の義務でもありました。外国軍隊は 9 条に規定する「戦力」ではないと、どんなに強弁しようとも、在日米軍とその基地は 9 条に反します。3 権分立の司法権を放棄し、米政府と内通した最高裁「判決」と言う名の政治文書すら、在日米軍の存在を認める基地条約を締結した主体の一方が日本政府であることを否定はできません。「主権が国民に存することを」（憲法前文）宣言している憲法の規定に従い、私たちは主権者として、外国軍隊の永久占領に道を開く安倍壊憲を、絶対に許してはなりません。

っては、当時の日本平和委員会会長平野義太郎さんが、呼びかけ人の一人に加わっていました。このように、平和運

に大いに励まされ、全基地撤去実現へ基地居座り条約終了を通告する政府樹立めざして活動を強化しています。

伊達判決(米軍違憲)のページ

私にとっての日本国憲法

砂川事件元被告 武藤軍一郎

砂川事件で学生時代に逮捕され、起訴されて 61 年になる。起訴の理由、「日米安保条約に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反」というもので、1959 年 9 月 8 日に米軍立川基地に 4 ～ 5 メートル侵入したとして、9 月 22 日に 23 名が逮捕され、10 月 2 日に 7 名が東京地裁に起訴され、砂川事件の幕が切って落されたのである。

被告と弁護団の公判に対する方針は、米軍基地の存在が日本国憲法に違反し、被告は無罪であるというものであった。数十名にのぼる弁護団は、あらゆる角度から米軍の日本国駐留はアジアの緊張を高め、日本を戦争に巻き込む恐れがあることを明らかにした。

東京地裁の判決は 1959 年 3 月 30 日で、伊達秋雄裁判長は、冒頭「被告七名全員無罪とする」という驚くべきものであった。法廷は一瞬静寂に包まれたが突然バタバタと新聞記者達が扉を目指して走り出した。私は頭が真っ白になり、その後、無罪の意味が分かり、常に頭を押えつけていた重石が取れたように、さわやかになり、体の中を風が吹き抜けた。

続いて裁判長が読み上げる主文は、ボソボソと低い声で、私の頭の中を、意味不明のまま通り過ぎるだけだった。判決の朗読が終り、弁護団、被告団、支援者が地裁前の中庭に集まった時、佐伯静治主任弁護人が、「ここに日章旗が掲げられている意味が分かりました。この裁判所は日本の裁判所だったのです」と言われたのをはっきり覚えている。抜けるような青空と満開の桜を

背景に日の丸の旗が風にひるがえっていた。

東京地裁の判決は（伊達判決と呼ばれる）は、米軍は日本の戦力であって、憲法九条が戦力の保持を禁じており、違法の米軍飛行場に侵入したとして罰することはできないと断じたもので、憲法をその精神に沿い、率直に正しく解釈したもので画期的であった。

ところが、1960 年に日米安保条約改定を目前にしていた日米政府に与えた衝撃は深刻で、最高裁に政治的判断を期待し、1959 年 4 月 3 日に東京高裁を飛び越え最高裁に跳躍上告を行った最高裁判決は異例の速さで同年 12 月 16 日に下され、「原判決破棄、差し戻し」という日米政府の圧力に屈したものであった。この判決が田中耕太郎最高裁長官と当時のマッカーサー駐日大使とが連絡を取り、意図的に仕組まれた不公平な裁判であったことは、半世紀を経た 2008 年 4 月に新原昭治氏によって明らかにされた。

伊達判決は最高裁によって否定されたが、最高裁の裁判そのものが、憲法 37 条に違反する不公平なもので、政治に迎合したものであって、伊達判決の正しさは万人の心に響き、司法を学ぶ学生の教科書に掲載されている。伊達判決がやがて 60 年になるが、私は伊達判決は私の宝だと信じ、誇りにして生きてきた。と同時に伊達判決は戦争に反対し、平和を願う国民の宝だと信じている。

あ・け・み
その町は

夕焼けを浴びた その町は
ひっそりと そこに在った

戦はもうこりこりと

廃墟の形で 語りかけてくる
ゆらゆらと

そんな故郷が
私にもあった

歩み続けた道の端で
ふと 足を止める

読者の声

■■■■■■■■■■ (京都府)
沖縄だけでもアチコチに……ですの
で、お許しを

■■■■■■■■■■ (京都府)
8/30～9/2 の間、長女と玉城さん応援、辺野古
崎支援に行ってきました。

■■■■■■■■■■ (新宿区)
晩秋の候となりました。貴重な記事満
載の“草の根ニュース”を何時もご送
付下さいまして、誠に有難うございま
す。沖縄のみなさまは頑張っていられ
しゃるのに、本土の私たちは（この度
の区長選「新宿区」の結果を見ても）
頑張りが足りないと反省いたしてお
ります！！ お手伝いも致しませず、
お恥ずかしく存知ます。何卒、よろし
くお願い申し上げます。くれぐれもお
身おたいせつに。かしこ

■■■■■■■■■■
沖縄から米軍基地をなくそう

■■■■■■■■■■ (大阪市)
共に頑張りましょう

■■■■■■■■■■ (大阪市)
平山事務局長NEWS表紙でお元気
そうな様子を拝見し、嬉しく思います。

■■■■■■■■■■ (川口市)
高齢で運動には なかなか参加でき
ませんが支援しています

■■■■■■■■■■ (西東京市)
基地撤去は、まず沖縄から

■■■■■■■■■■ (江東区)
遅くなって申し訳ありません

■■■■■■■■■■ (東大和市)
立川基地のその後を学習する会、横田
基地オスプレー配備反対集会に参加
しました。

■■■■■■■■■■ (東村山市)
いつも お世話になります。寒さが厳
しくなっています。健康にくれぐれ
も留意されますよう！！

矢臼別平和資料館が竣工、新館で建設委員会

浦 舟三郎（矢臼別平和公園クラブ代表）

第26回矢臼別平和資料館建設委員会が、12月20日、竣工なった新館事務室で開かれました。経過報告と来年5月までのスケジュール、牧場の「パイロットファーム入植のころ」についてのお話を聞きました。続いて、年末交流会を開きました。

平和資料館募金総額は、約2750万円ご協

力者延べ570人目標額3500万円に対して、達成率約78%（12月10日現在）です。目標まであと750万円を油断しないで集めきましょう。

八月一日から八月十日にかけて米海兵隊の射撃訓練が行われました。過去にもましてものものしい矢臼別となっています。

「米軍基地なくす草の根運動」運営委員会開かれる

辺野古新基地建設阻止、普天間基地即時運用停止・閉鎖・撤去と全基地撤去を運動の柱に

草の根運動第7回運営委員会は、12月4日東京の事務所で開かれました。大阪、新潟、福島、沖縄など地方からも参加があり、辺野古新基地阻止・普天間基地即時運用停止・閉鎖・撤去の当面の焦眉の闘いと同時に、「全基地撤去による主権回復、基地居座り条約10条に基づく条約終了通告する政府の樹立」を目指すことを運動の柱に据える方向で、総会を迎えることを確認しました。数日前に発表された米国防省海外基地資産報告には、自衛隊提供の米軍基地（地位協定2条4項b）は米国資産でないので、算定されておらず、121という基地数は、約200の日本の米軍基地の全体を表していないことも確認しました。あわせて、小金井市議会の基地問題意見書は、普天間基地代替施設を受け入れるという基地本土受け入れ論であり容認しがたいこと、辺野古新基地建設阻止、普天間運用即時停止・閉鎖・撤去への国民的論議が必要であるということも確認しました。来年2019年2月10日11日横須賀で開催の総会成功に向けて努力することを申し合わせました。

編集後記 稲嶺進前名護市長が、ご夫妻で草の根運動事務所を訪問してくださいました。事務所いっぱいにはりめぐらされた「辺野古新基地NO」「全基地撤去NO BASE」などに、感動された様子でした。現場にいて闘っている稲嶺さんが基地本土引き受け論に賛成でないことを、差別論から本土の人びとと安倍内閣を一緒くたにする「本土引き受け論」者はどう考えるのでしょうか。「すべての自治体が基地を引き受ける」などというところでもない小金井市議会の意見書は、それこそ「ひいきの引き倒し」「有難迷惑」というところでしょう。本土引き受け論への鋭い批判の論考も前号に引き続いて掲載しました。

いま国民的に議論すべき当面の一致点である沖縄「建白書」を再再度掲載しました。

「日本沖縄」の主権回復、別の言葉でいえば、日本の独立と言うことですが、主権回復の立場（それが基地問題の本質です）から全基地撤去をめざす個人加盟の全国単一市民組織「基地をなくす草の根運動（会）」（仮称）発展を「全基地撤去」を実現するためにめざしている、米軍基地をなくす草の根運動の方向へ一歩でも近づくために、来る2月10日11日、全太平洋を米軍の海とするための米第7艦隊の母港横須賀で、草の根運動は総会を開きます。ぜひご参加を！

核兵器廃絶を含む平和運動の観点から基地問題にも長年取り組んできた個人加盟全国平和団体の活動に深い敬意を表します。その蓄積をさらに生かし主権回復運動としての基地なくす運動発展への援助を心からお願いしたいと思います。独立運動と平和運動さらには、労働運動、民主主義運動などとの相互支援を、市民団体の立場ですすめるという提言論評を今後とも掲載していきたいと思っています。(H)